

京都市告示第 2 4 8 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更
します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において
告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 7 年 7 月 3 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧 新	起 点 終 点
1	大原水 0 0 6 7 号	旧	京都市左京区大原勝林院町139番地地先 京都市左京区大原勝林院町139番地地先
		新	京都市左京区大原勝林院町147番地の2地先 京都市左京区大原勝林院町139番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)